

## 産業・組織心理学会優秀学会発表賞規程

### 第1条（名称）

この賞は、「産業・組織心理学会優秀学会発表賞」（以下、「本賞」という）と称する。

### 第2条（目的）

本賞は、年次大会において優れた研究成果を発表した若手研究者を表彰するもので、研究者と実務家の有機的連帯を目指す産業・組織心理学研究者の育成を目的とする。

### 第3条（資格）

本賞の対象となるものは、以下のすべてを満たす者のうち、本賞の選考を受けることを申し出た者（以下「選考登録者」という）とする。

1. 当該年度の4月1日において、年齢が30才以下の者、あるいは、大学院在籍中の者。
2. 当該年度の年次大会において研究発表を申し込んだ責任発表者（以下、この研究発表を「対象発表」という）。
3. 本賞を受賞した経験がない者、あるいは、本賞の受賞を辞退した経験がない者。

### 第4条（受賞候補者の選考）

本賞の選考は、以下に定める手続きによって行う。

#### 1.（選考委員会）

本賞の選考は、副会長及び部門担当常任理事4名によって構成される「産業・組織心理学会優秀学会発表賞選考委員会」（以下「選考委員会」という）が行う。

#### 2.（委員長）

委員会に委員長を置き、副会長をもって充てる。

#### 3.（選考評価）

選考のための評価は、発表論文を評価する「論文評価」と、大会当日の研究発表を評価する「発表評価」とに分けて行う。評価内容は別途細則に定める。

#### 4.（評価委員）

選考委員会は、対象発表1件に対して2名の評価委員を選任する。評価委員は、依頼の受諾をもって評価委員となり、評価票の提出をもって解任される。評価委員の氏名は公表しない。

#### 5.（受賞候補者）

選考委員会は、評価結果を集計し、評価の高い順に選考登録者数名を受賞候補者として常任理事会に推薦する。常任理事会は持ち回り審議において選考の手続きに瑕疵や不正がないことを確認し、受賞候補者を決定する。受賞候補者決定後、会長はすみやかにこれを本人に通知する。

### 第5条（辞退・資格喪失）

常任理事会は、受賞候補者が辞退を申し出た場合はこれを認めることができる。辞退を申し出た者は、次年度以降において選考登録者の資格を失う。

第6条（表彰）

会長は、受賞者に賞状と副賞を授与する。

第7条（取り消し）

常任理事会は、受賞対象の研究に不正が認められた等のときは、遡って受賞を取り消すことができる。

第8条（規程改廃）

本規程の改廃は、常任理事会の議を経て、会長が承認する。

附則

1 本規程は2015年12月19日から施行する。

## 産業・組織心理学会優秀学会発表賞細則

### 第1条（目的）

本細則は「産業・組織心理学会優秀学会発表賞規程」（以下「規程」という。）の円滑な運用を図るために定める。

### 第2条（選考）

#### 1.（評価委員の選任）

評価委員は、理事2名で構成する。ただし、2名のうち1名は選考登録者と同じ部門の理事とする。一人の評価委員の担当する対象発表は最大3程度とする。

#### 2.（評価の詳細）

評価は、以下の項目について、5：とても優れている、4：優れている、3：標準的である、2：やや不十分である、1：不十分である、の5段階で行う。

論文評価：1) 産業現場との有機的連帯への意識、2) 関連する知見に対する理解、3) 研究目的の明確さ、4) 研究方法・分析の適切さ、5) 考察・結論の妥当性、6) 機関誌に投稿した際の掲載可能性、の6項目。

発表評価：1) 産業現場との有機的連帯への意識、2) 発表資料の分かり易さ、3) 口頭説明の分かり易さ、4) 時間配分の適切さ、5) 質疑応答の適切さ、6) 総合的な発表態度、の6項目。

#### 3.（評価の集計方法）

「論文評価」6項目×5段階、「発表評価」6項目×5段階の、最高60点満点とする。この合計点について2名の評価者の平均点を算出し、それを対象発表者の総合評価点とする。

#### 4.（評価の集計）

評価委員は評価結果を評価票に記入し、大会最終日までに学会事務局に提出する。学会事務局は評価結果を集計した後、すべての結果を選考委員会に報告する。

#### 5.（受賞者の決定）

選考委員会は、総合評価点の上位の者数名を受賞候補者として常任理事会に推薦する。常任理事会は持ち回り審議において選考の手続きに瑕疵及び不正がないことを確認し、受賞者を決定する。

#### 6.（その他）

選考にかかるすべての資料は学会事務局において5年間保管する。本選考に関わったすべての関係者は守秘義務を負う。

### 第3条（年次大会実行委員会との連携等）

#### 1.（年次大会前日まで）

- (1) 年次大会実行委員会は、研究発表申込者の中から選考登録者を学会事務局に報告する。
- (2) 学会事務局は、選考登録者の受賞資格を確認し、対象発表および選考登録者について選考委員会及び年次大会実行委員会に報告する。
- (3) 年次大会実行委員会は、発表論文が提出されたのちに、対象発表の発表論文を選考委員会及び学会

事務局に一括送付する。また、すみやかに発表のスケジュールを決定し、選考委員会に報告する。

- (4) 選考委員会は、年次大会実行委員会の報告を受けて、規程第4条の4、及び規定細則第2条の1に基づいて評価委員を選任する。評価委員の諾否確認は学会事務局が行い、結果を選考委員会に報告する。
- (5) 選考委員長は、すべての評価委員が選任された後に、選考委員会が作成した「優秀学会発表賞選考依頼書（選考要領、担当する対象発表者名、発表日時・場所の一覧表）」「評価票」及び各評価委員が担当する対象発表の発表論文の送付を、学会事務局に依頼する。

## 2. (年次大会当日)

- (1) 評価委員は、対象発表開始時刻の15分前までに、学会事務局において受付を終了する。
- (2) 選考委員長は、すべての対象発表が2名の評価委員によって評価されることを確認する。欠員のある場合は、新たに評価委員を選任する。この際の評価委員は、原則として、他部門所属の選考委員がこれを担う。
- (3) 評価委員は、年次大会終了日までに、評価票を学会事務局に提出する。また、個人情報保護のため、選考に関わる全ての資料を学会事務局に返却する。

## 第4条 (副賞)

副賞は3万円とする。

## 第5条 (細則改廃)

本細則の改廃は、常任理事会の議を経て、会長が承認する。

## 附則

- 1 本細則は2015年12月19日から施行する。

## <参考>

### 用語

選考登録者	選考対象となる発表者のこと。
対象発表	選考登録者が筆頭発表者である研究発表のこと。
受賞候補者	選考によって選考委員会が推薦した者複数名。
受賞者	受賞候補者の中から、常任理事会で決定した者。
選考委員会	副会長及び部門担当常任理事4名によって構成され、委員長は副会長をもって充てる。
評価委員	各対象発表の評価をする者。理事から選考委員会が選任した者の2名。